

北九州市立高等理容美容学校の今後の方向性

平成 31 年 3 月

北九州市教育委員会

はじめに

北九州市立高等理容美容学校は、昭和30年に理容科、翌年に美容科が開設された伝統ある学校で、全国唯一の理容師養成施設・美容師養成施設の指定を受けた公立の単独校（各種学校）であり、これまでに、多くの理容師・美容師を輩出している。

学校開設から60年を超えており、この間、平成10年には理容師法、美容師法の改正により、入学資格が中学卒業生対象の1年制から、高校卒業生を対象とした2年制へとかわり、「中学卒業生の進路保障」という設立当初の目的は薄まっている。

また、多額の財政負担が生じていること、近年、理容科の定員充足率が低下していること、理容師・美容師の養成は私立学校により大半が担われており、市が運営する必要性が低下していることなどの課題が顕在化している。

また、平成28年度に実施された包括外部監査では『北九州市立の学校として運営することの意義を整理し、引き続き運営していくか検討することが望まれる。』との意見が出されている。

本方針は、高等理容美容学校について、学校を取り巻く社会環境の変化や運営上の課題などを踏まえながら、教育委員会で議論を重ね、その方向性を取りまとめた。

平成 31 年 3 月
北九州市教育委員会

目 次

1	学校の概要	1
(1)	校名、所在地等	
(2)	定員、学生数	
(3)	職員体制	
(4)	沿革	
(5)	授業料、教材費など	
2	学校運営に係る課題等	3
(1)	財政負担	
(2)	公共サービスとしての必要性の低下	
3	あり方検討の視点	4
(1)	学校の設立当初の目的の希薄化	
(2)	平成28年度 包括外部監査	
(3)	福岡県の理容師養成施設	
4	県内学校法人等との意見交換	5
5	教育委員会会議での検討	5
6	サウンディング調査（対話型市場調査）	5
(1)	実施スケジュール	
(2)	サウンディングで示した事業継承にあたっての方法、条件、支援（案）	
(3)	結果概要	
7	高等理容美容学校の今後の方向性	7
(1)	民営化による経営継承	
(2)	民営化にあたっての基本的な考え方	
(3)	民営化のスケジュール	

資料編

(1)	関係法令（抜粋）	資料1
(2)	学校の概要（その他）	資料2

1 学校の概要

(1) 校名、所在地等

校 名：北九州市立高等理容美容学校

所 在 地：北九州市八幡東区西本町二丁目2番1号

さわらびガーデンモール3番街201号

面 積：2,627㎡（上記建物の地上1階・2階部分を区分所有）

校 種：各種学校（学校教育法第1条で定める学校（小学校・中学校・高等学校など）および専修学校以外のもの）

修業期間：2年

(2) 定員、学生数

定 員：160名（1学年80名）

理容科80名（1学年40名）、美容科80名（1学年40名）

学 生 数：84名

(H30.5.1現在)

学科名 【1学年の定員】	1年			2年			合 計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
理容科【40】	6	2	8	5	1	6	11	3	14
美容科【40】	11	29	40	7	23	30	18	52	70
計【80】	17	31	48	12	24	36	29	55	84

(3) 職員体制

常勤13名、非常勤13名、合計26名

(H30.5.1現在)

区 分		男	女	計
常	校 長	1		1
	教 頭		1	1
勤	理 容 科	3(2)	1	4(2)
	美 容 科	1	3	4
	事務・校務		3	3
	小 計	5(2)	8	13(2)
非 常 勤	理容実習	1		1
	美容実習		4	4
	エステネイル		3	3
	保健	1		1
	関係法規	1		1
	衛生管理	1		1
	情報技術	1		1
	化粧品化学(物理化学)		1	1
小 計	5	8	13	
合 計		10(2)	16	26(2)

※（ ）内は正規職員数、他の常勤職員は嘱託及び臨時職員

(4) 沿革

- ・昭和30年 現在の八幡西区則松六丁目に八幡市立青少年職業補導所付設理容学校として開校
- ・昭和31年 美容科を設置。併せて、八幡市立青少年職業補導所付設理容美容学校と改称
- ・昭和39年 北九州市立青少年技能者養成所と改称
- ・昭和46年 八幡東区勝山二丁目に移転
北九州市立高等理容美容学校と校名変更
- ・平成10年 理容師・美容師法の改正により、入学資格が中学卒業生対象の1年制から高校卒業生対象の2年制となる
- ・平成16年 現在地に移転
- ・平成17年 創立50周年記念式典を開催
- ・平成27年 創立60周年記念式典を開催

(5) 授業料、教材費など

2年間に必要な費用 935,200円（1年時 657,600円、2年時 277,600円）

《内訳》

	1年時	2年時	計
入学金	2,000円	—	2,000円
授業料	57,600円 (4,800円×12月)	57,600円 (4,800円×12月)	115,200円
実習費	60,000円 (5,000円×12月)	60,000円 (5,000円×12月)	120,000円
教材・教具費	378,000円	—	378,000円
共同活動費 (技術大会参加経費等)	10,000円	10,000円	20,000円
積立金 (国家試験教材、卒業アルバム代等)	120,000円 (55,000円+65,000円)	120,000円 (55,000円+65,000円)	240,000円
P T A・後援会費	30,000円	30,000円	60,000円
計	657,600円	277,600円	935,200円

2 学校運営に係る課題等

(1) 財政負担

高等理容美容学校の運営にあたっては、年間、約 8,000 万円の財政負担が生じており、要因として以下の事項等が挙げられる。

- ・授業料等の学費が 2 年間で 90 万円程度と低廉であること。
- ・理容科の定員割れが続いており、近年は定員 40 名に対して 4 分の 1 程度の充足率

《高等理容美容学校の歳入・歳出決算額》

		平成 28 年度	平成 29 年度
歳入	授業料、実習費など	10,829 千円	9,571 千円
歳出	運営費	88,698 千円	90,081 千円
	人件費	70,464 千円	70,817 千円
	実習用教材、維持管理経費など	18,234 千円	19,264 千円
歳入 - 歳出		▲77,869 千円	▲80,510 千円

(2) 公共サービスとしての必要性の低下

平成 10 年時点では、全国に 5 校の公立の理容美容学校があったが、理容師法、美容師法の改正を契機とした廃止、民営化により、平成 30 年時点で、本市と横浜市の 2 校となっている。また、福岡県内には美容科もしくは理容科をもつ私立学校が 11 校あり、理容師・美容師の養成は、民間事業者により大半が担われている。

《他都市の公立理容美容学校の状況》

学校名	学科	状況
横浜市立 横浜商業高等学校【別科】	理容 美容	市立学校として継続運営中
岐阜市立 理容美容専門学校	理容 美容	平成 12 年 4 月 民営化により『岐阜美容理容専門学校』開校 〔学校法人岐阜美容学園による経営継承〕 平成 16 年 4 月 理容科を廃止し、校名『岐阜美容専門学校』に変更
大垣市立 高等理容美容学校	理容 美容	平成 10 年 3 月 学校廃止
佐世保市立 高等理容学校	理容 美容	平成 10 年 4 月 民営化により『佐世保高等美容学校』開校 〔学校法人佐世保美容学園による経営継承〕 ※理容科は、民営化と同時に廃止

《福岡県の理容師・美容師養成施設一覧》

公私 の別		養成施設名	設置者	所在地	理容	美容
公立	1	北九州市立 高等理容美容学校	北九州市	北九州市 八幡東区西本町	○	○
私立	1	福岡美容専門学校 北九州校	福岡県美容生活 衛生同業組合	北九州市 小倉北区上富野		○
	2	東筑紫短期大学美 容ファッション学科	(学)東筑紫学園	北九州市 小倉北区下到津		○
	3	福岡美容専門学校 福岡校	福岡県美容生活 衛生同業組合	福岡市 中央区荒戸		○
	4	福岡理容美容専門 学校	(学)福岡理美容 学園	福岡市 中央区大名	○	○
	5	大村美容ファッシ ョン専門学校	(学)大村文化学 園	福岡市 中央区黒門		○
	6	専修学校麻生ビュー ティーカレッジ	(学)麻生塾	福岡市 中央区大名		○
	7	福岡ビューティー アート専門学校	(学)三幸学園	福岡市 博多区博多駅東		○
	8	福岡ベルエポック 美容専門学校	(学)滋慶学園	福岡市 博多区大博町		○
	9	飯塚理容美容専門 学校	一般財団法人豊 成学園	飯塚市 立岩	○	○
	10	福岡南美容専門学 校	(学)西村学園	久留米市 花畑	○	○
	11	ハリウッドワール ド美容専門学校	(学)ハリウッド 美容専門学園	柳川市 三橋町		○

3 あり方検討の視点

(1) 学校の設立当初の目的の希薄化

平成10年4月、理容師法、美容師法が改正され、入学資格が中学卒業生対象の1年制から高校卒業生対象の2年制となり、「中学卒業生の進路保障」という設立当初の目的が失われている中、年間、約8,000万円の財政負担が生じており、公共サービスとして学校を運営する必要性が薄まっている。

(2) 平成28年度 包括外部監査

平成28年度の包括外部監査において、公費での多大な負担が生じていることなどの理由から、『北九州市立の学校として運営することの意義を整理し、引き続き運営していくか検討することが望まれる。』との意見が出されている。

(3) 福岡県の理容師養成施設

福岡県には、美容科をもつ私立学校が11校ある。

一方で、理容科については、福岡・筑豊・筑後地区に各1校で、北九州地区には当校以外ない。加えて、京築地区、隣県の大分県にも理容科をもつ学校がなく、市外からの入学者もいることから、本市に当校が存在する意義は大きい。

4 県内学校法人等との意見交換

前項のあり方検討の視点を踏まえ、「理容科の維持」という条件を付したうえで、の民営化であれば、北九州地区に理容師の養成機能が残し、民間のノウハウ活用により、更に充実した学校運営が期待できると考え、県内で理容師・美容師養成施設を運営する学校法人等と意見交換を行った結果、以下の意見があった。

《主な意見》

- ・安定的な経営継承を図るためには、市からの何らかの支援が必要
- ・経営継承した際の在学生の学費の取扱いが課題
- ・現在の校舎を買取るとなれば、イニシャルコストの負担が大きい など

5 教育委員会会議での検討

意見交換等の結果を踏まえ、教育委員会会議で複数回にわたり検討を行った結果、経営継承時の支援等、一定の条件を整備すれば、理容科を維持することとしたうえでの民営化の可能性はあるとの結論に至った。

民営化を含めた今後の検討にあたっては、安定的に経営を継承するための支援策や民営化の条件の案を示したうえで、サウンディング調査（対話型市場調査）を実施し、経営継承に対する関心表明者の有無と経営継承の成立の可否を把握することとした。

《検討状況》

- 平成30年 7月26日【協議：高等理容美容学校の現状と課題について】
平成30年 8月 9日【協議：高等理容美容学校のあり方について】
平成30年11月22日【その他報告：サウンディング調査の実施について】
平成31年 2月14日【協議：サウンディング調査結果を踏まえた今後の方向性】
平成31年 2月28日【議題：高等理美容学校の今後の方向性について】

6 サウンディング調査（対話型市場調査）

（1）実施スケジュール

サウンディング調査実施要領の公表	平成30年11月27日
サウンディング参加申込期限	平成30年12月28日
関心表明者との個別対話	平成31年1月4日～25日
実施結果概要の公表	平成31年2月18日

(2) サウンディングで示した経営継承にあたっての方法、条件、支援（案）

- (1) 方法
公募（プロポーザル方式）
- (2) 条件
- ・現施設の長期賃貸借契約（20年）を締結する。
 - ・理容科を維持する。
 - ・経営継承時の在學生については、卒業まで現行学費を維持する。
- (3) 支援
- ① 経営継承時の在學生に係る学費差額補助
経営継承した際の在學生が卒業するまでの間の学費差額助成を行う。
補助額=補助単価750千円/年 × 補助対象学生数

※ 補助単価の考え方は、県内の私立理容師美容師養成施設と北九州市立高等理容美容学校の経常的な学費の差額

※ 在學生数に応じた補助額となるが、継承法人の継続的かつ安定的な事業運営を確保するため、各学年50名分の補助下限額を設ける。

初年度（1・2年生合計）の補助下限額 75,000千円（100名分）
2年目（2年生のみ）の補助下限額 37,500千円（50名分）

- ② 施設賃借料の減免
施設賃借料について、当初5年間は全額減免、6年目以降は50%減免とする。

	賃借料〔年額〕			減免率	減免後賃借料〔年額〕(千円)
	校舎(千円)	土地(千円)	計(千円)		
初年度～5年目	14,043	2,900	16,943	100%	0
6年目以降～				50%	8,471

※上記の額は、平成29年度固定資産仮評価額をもとに、北九州市公有財産管理規則の貸付料の規定により算出した試算額である。

※施設賃借料については、前年度の固定資産仮評価額に基づいて算出する。

- ③ 備品の無償譲渡
北九州市立高等理容美容学校が所有する備品を無償譲渡する。

	点数	取得価格	譲渡価格
備品	約900点	55,223千円	0円（無償）

- ④ 「北九州市奨学資金」
北九州市立高等理容美容学校を「北九州市奨学資金」の対象に加える。

(3) 結果概要

5件の問い合わせがあり、そのうち3件の経営継承に対する関心表明があった。関心表明者との個別対話においては、理容科を維持することなどの条件を踏まえたうえでの、今後の学校運営における具体的な提案があった。

7 高等理容美容学校の今後の方向性

(1) 民営化による経営継承

サウンディング調査の結果、理容科を維持すること等の条件や支援策を踏まえた上で、経営継承に関心を示す者が複数名いることが確認できたこと、また、民間事業者のノウハウ等を活用した学校運営についての提案があったことから、民営化による経営継承を進める。

(2) 民営化にあたっての基本的な考え方

次の基本的な要件に基づき、民営化を進める。

① 経営継承者の選定方法

民間事業者の活力やノウハウを最大限に活かし、より充実した学校運営を実現するため、公募（プロポーザル方式）により、経営継承者を選定する。

経営継承者の選定にあたっては、学識経験者等の第三者により構成された検討会議において、経営継承者としての適正、提案された事業計画の適確性や実現可能性等について、専門的な検討を行ったうえで決定を行うが、審査結果によっては経営継承の該当者がなしとなることもある。

② 応募対象者

以下の項目のいずれかに該当するものを対象とする。

- ◆ 福岡県内で学校等を運営している学校法人等
- ◆ 福岡県内で美容師・理容師法に基づく養成施設を運営している法人
- ◆ 北九州市立高等理容美容学校を継承する学校法人等を新たに北九州市内に設立する予定の者

※ 学校等とは、学校教育法第1条で定める学校および同法124条で定める専修学校、同法134条で定める各種学校をいう。

※ 学校法人等とは、私立学校法第3条で定める学校法人および同法第64条4項で定める法人をいう。

③ 経営継承の条件

サウンディング調査時に示した条件と同じとする。

- ◆ 理容科を維持すること。
- ◆ 経営継承時の在学生については、卒業まで現行学費を維持すること。
- ◆ 現施設の長期賃貸借契約（20年）を締結すること。

④ 安定した学校運営を行うための支援の実施

サウンディング調査時に示した支援案と同じとする。

◆ 経営継承時の在學生に係る学費差額補助

経営継承法人に対して、経営継承した際の在學生が卒業するまでの間の学費差額助成を行う。

◆ 施設賃借料の減免

施設賃借料について、当初5年間は全額減免、6年目以降は50%減免とする。

◆ 備品の無償譲渡

北九州市立高等理容美容学校が所有する備品を無償譲渡する。

◆ 北九州市奨学資金

北九州市立高等理容美容学校は「各種学校」であり、「日本学生支援機構奨学金」の対象外（他の私立養成施設は「専修学校」で対象となる）であることから、「北九州市奨学資金」の対象に加える。

(3) 民営化のスケジュール

経営継承者の公募・選定手続に一定の期間を要すること、所管庁への学校設置者変更手続に必要な期間を踏まえ、平成33年（2021年）4月の民営化を目指し、以下のスケジュール案を前提に進めていくこととする。

《高等理容美容学校の民営化スケジュール案》

年度	スケジュール
平成31年度 (2019年度)	・経営継承者の公募・選定
平成32年度 (2020年度)	・経営継承者による学校設置者変更手続き ・市立高等理容美容学校の廃止（閉校）
平成33年度 (2021年度)	・経営継承者による新学校設置（開校）

資 料 編

資料1 関係法令（抜粋）

○理容師法

第三条第三項 理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

○美容師法

第四条第三項 美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、都道府県知事の指定した美容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。

○学校教育法

第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第九十条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第二百二十四条 第一条に掲げるもの以外の教育施設で、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的として次の各号に該当する組織的な教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び我が国に居住する外国人を専ら対象とするものを除く。）は、専修学校とする。

第三百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第二百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

○私立学校法

第三条 この法律において「学校法人」とは、私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

第六十四条第二項 学校法人は、学校のほかに、専修学校又は各種学校を設置することができる。

第六十四条第四項 専修学校又は各種学校を設置しようとする者は、専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を設立することができる。

○理容師法施行規則

第十一条 法第三条第三項の厚生労働省令で定める期間は、理容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第五号）第二条第一項に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。

○美容師法施行規則

第十一条 法第四条第三項の厚生労働省令で定める期間は、同条第四項第一号又は第二号に規定する昼間課程又は夜間課程において知識及び技能を修得する者にあつては二年、同項第三号に規定する通信課程において知識及び技能を修得する者にあつては三年とする。

資料2 学校の概要（その他）

(1) 平成30年度在学生の区ごとの状況

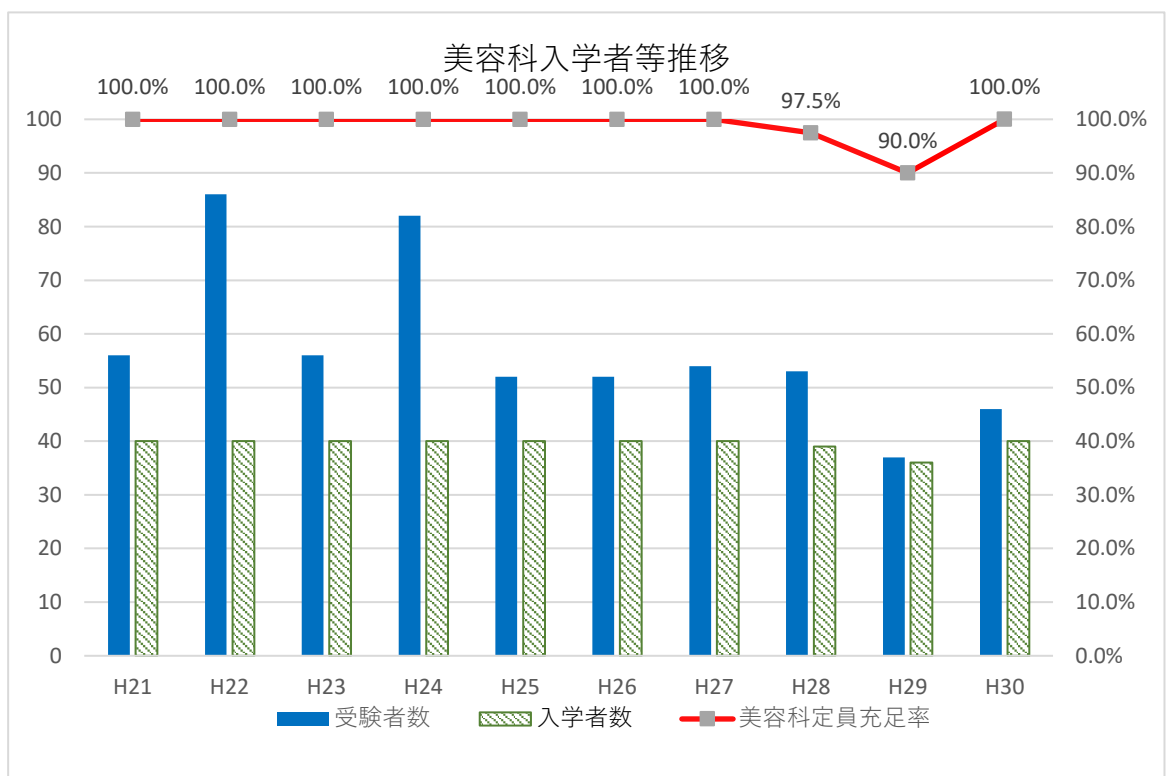
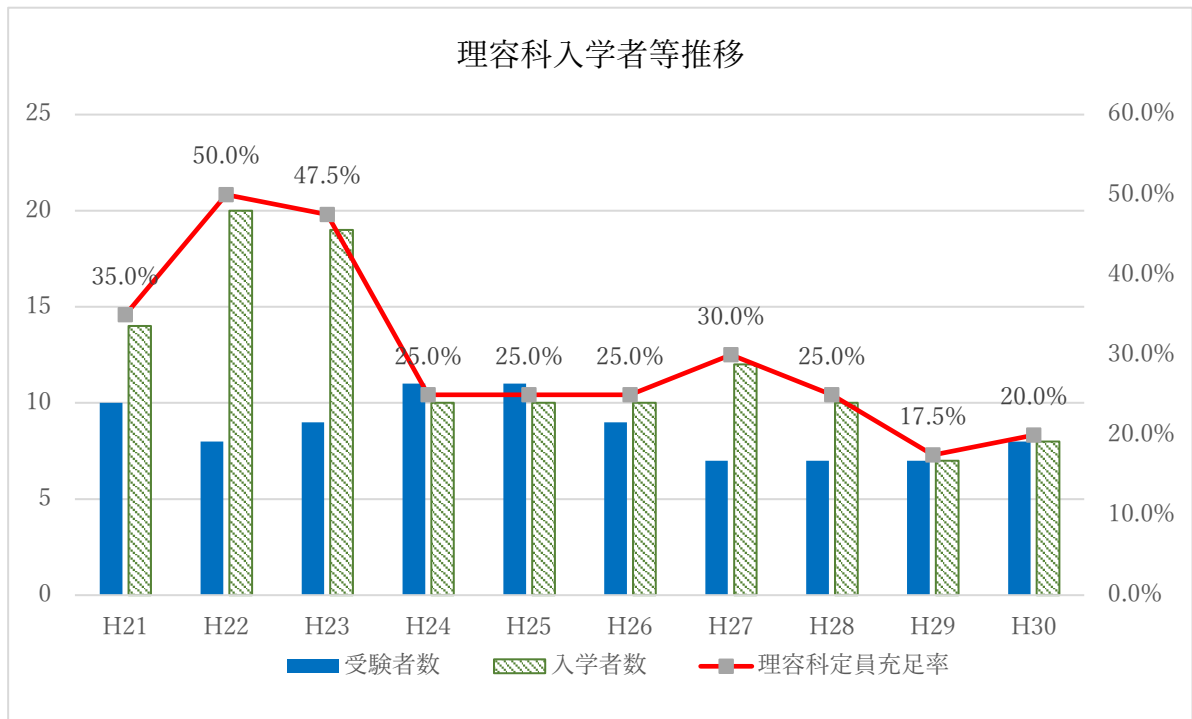
(H30.5.1現在)

	門司	小倉北	小倉南	若松	八幡東	八幡西	戸畑	その他	計
理容科	0人	1人	2人	0人	1人	5人	1人	4人	14人
美容科	12人	11人	5人	6人	3人	16人	2人	15人	70人
計	12人	12人	7人	6人	4人	21人	3人	19人	84人
割合	14.2%	14.2%	8.3%	7.1%	4.7%	25.0%	3.5%	22.6%	100%

(2) 入学者の推移

年度		H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
理容科 定員:40人	受験者数	10人	8人	9人	11人	11人	11人	7人	7人	7人	7人
	入学者数	14人	20人	19人	10人	10人	10人	12人	10人	7人	8人
	充足率	35%	50%	47%	25%	25%	25%	30%	25%	17%	20%
美容科 定員:40人	受験者数	56人	86人	56人	82人	52人	52人	54人	53人	37人	46人
	入学者数	40人	40人	40人	40人	40人	40人	40人	39人	36人	40人
	充足率	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	97%	90%	100%

※理容科の入学者数には、美容科の受験者のうち理容科を第2志望としたものを含む。



(3) 授業科目 (単位数)

	関係法規	衛生管理	保健	化粧品化学(現1年より) 物理化学(現2年まで)	運営管理	技術理論	文化論	実習	エステ	ネイル	情報技術	メイク	総合技術			合計
													接遇	総合技術	選択教科	
1年	-	2	2	1	0	2	1	16	2	2	2	1	2	1	1	35
2年	1	1	2	1	1	2	2	14	2	2	2	-	1	1	1	33